

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成30年2月23日（金）16:11～16:18

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

<提案者>

越智 敏文 兵庫県地域振興課班長

小山 達也 兵庫県産業政策課班長

<事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 航空機部品の輸出手続き緩和等について

3 閉会

○事務局 それでは、三つ目の議題でございます。

兵庫県の提案です。それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくささいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御提案の御説明をお願いいたします

○越智班長 それでは、よろしくお願いたします。

お手元の資料で御説明させていただきますが、1番目に、航空機部品等の輸出に係る手続の緩和から説明させていただきます。

○小山班長 兵庫県庁の小山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうは、①航空機部品等の輸出に係る手続の緩和について、御説明をさせていただきますと思っております。

まず、航空機部品の輸出の手続、私どもは中でも輸出貿易管理令のリスト規制に該当す

るかどうかについての判定、いわゆる該非判定の簡素化について、2種類、三つの提案をさせていただきたいと考えております。

御存じだと思いますが、該非判定といいますのは、いわゆる軍事に転用される可能性のある技術、物資の流出を防ぐという法的観点から、パーツ一つずつについて、その形状、組成について、社内につぶさに確認するといったことが求められております。このためには設計書、あるいはその成分、元々入っていた構成物についてもつぶさに確認することが必要でございまして、航空機の部品等におきましては、一つのロット、一つの構成物がパーツで言うと数百のものになりますので、非常に手間がかかっているという状況でございます。

さらに、航空機部品の製造に当たりましては、この製造に係る企業がかなり厳密に規定をされてございます。いわゆるティア1、ティア2といいます。元々一定の水準に達している企業についてのみ、この製造が許されているものですから、どうしても海外との取引が非常に多くなってまいります。兵庫県の中には、ティア1と言われるいわゆる一次下請をしているような企業もございまして、こちらの企業などにおきましては、日常的に海外と取引を行ってございます。そうした中で、海外から来ました部品の一個一個について、例えば不良品がある、あるいは何度も輸出をするといった際に、常にこういう該非判定をしないといけないことになっているものですから、こちらのほうを今回提案させていただくものでございます。

○八田座長 該非判定というのは輸出に関するものではないのですか。

○小山班長 輸出です。

○八田座長 輸出ですね。そして、輸入した部品の不具合というのは、一度輸入して、それを加工したものを輸出する、あるいは部品の一部として使うということですか。

○小山班長 後者のほうでございまして。ティア1という格好で一次下請ですので、二次下請のところから部品を輸入しまして、それを加工して輸出するという格好になるのですが、海外から輸入した部品のパーツが不良品であった場合ということでございます。

○八田座長 不良品であった場合に、不良品でなくても該非判定をするのですか。

○小山班長 すみません。これは提案概要の①でございまして、海外から輸入したパーツに不良品がありましたら、不良品だということで送り返す。修理してもう一度送り直してもらうということ。

○八田座長 そこでまたあれなのですか。

○小山班長 そうなのです。これはちょっとゆっくり話をしようと思っていたのですが、送られたものを、直接同じ形で、何も触らずに返すのですけれども、その際にも該非判定が必要ということになってございます。

○八田座長 めちゃくちゃですね。

○小山班長 そうなのです。政令の中には、何も触らずに無償で返すものについては構わない、除外だという規定もあるのですけれども、経産省の平成28年11月に出ております「安

全保障貿易管理について」という冊子があるのですが、これの36ページに、修理のための返送、あるいは不良品の返品でも輸出許可が必要と明確に書かれてございまして、これについて除外されていない。

○八田座長 ということは、平成28年まではよかったのだけれども。

○小山班長 いえ、元々それはマニュアルでございまして、マニュアルの中にそう書かれているということですから、ずっとダメだったということございまして。

これに関して言いますと、法的な観点からいいますと、元あったところに戻すだけのことで、技術や物資の流出をしているわけではございませんので、是非このあたりにつきましては、該非判定、あるいは手続の簡素化といえますか、除外という格好で明確にさせていただいたらありがたいと考えております。

二つ目は、提案概要の②、③でございまして、②につきましては、アセンブリーでモジュールとして輸出したもので、これにつきましても該非判定は一つのパーツごとにやっておりますので、パーツも一旦全部やっているのです。それを2度目に今度は部品だけを輸出する場合、また部品だけをもう一度該非判定しないといけません。

③は、同じパーツを輸出するのについても、2度目、3度目もやはり該非判定をしないといけませんということになってございまして、このあたりを何らかの包括でやるとか、番号をとっておいて、その番号は同じものですよという格好でできるとか、そういう緩和をお願いしたいということございまして。

○八田座長 ②については、モジュールとしてチェックするときに構成部品も一応チェックするわけですね。

○小山班長 そうです。該非判定につきましては、全部やらないといけませんので。

○八田座長 分かりました。

それから、これはもう経産省には文句を言われたのですか。

○小山班長 経産省のほうにはお話をさせていただいております。

○八田座長 それでダメだと言うのですか。

○小山班長 そうですね。近畿経産局とは連携して、こちらのほうをやっていきたいということで、協力体制を組んでございまして。

○八田座長 ということは、近畿経産局としては、これは変えたほうが良いと思っているわけですか。

○小山班長 そうですね。

○八田座長 分かりました。

○小山班長 よろしく願いいたします。